

---

## 開 会

委員長　それでは、定刻になりましたので、これより平成15年7月定例教育委員会会議を開会させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

---

## 議事録署名委員の選任

委員長　開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を根守委員にお願いいたします。

---

## 議案の提出

委員長　それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。本日ご提案申し上げます議題は、報告議案1件、議案2件及び報告等3件でございます。

---

## 報告第1号

委員長　それでは早速ですが、初めに報告の第1号「臨時代理による処分の報告について」

て、  
(感謝状の贈呈について)を議題といたします。

どうぞ、報告をお願いします。

こども課長　報告第1号「臨時代理による処分の報告について」、松戸市少年補導員退任者に対する感謝状の贈呈でございます。

教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によりまして臨時代理による処分をさせていただきますので同条第3項の規定によりまして報告するものでございます。

臨時代理の理由でございますが、下記記載のとおりでございます。

2ページをおあけください。

今回の感謝状のお二人につきましては、大澤弥生様、五香六実地区代表でございまして、第四中学校のPTAの方で、年数は3年でございました。2番目に、千田陽子様、小金地区でございます。小金北中学校のPTAの方で2年間でございます。

以上でございます。

委員長 お聞きのとおりでございますが、お二人の方の感謝状贈呈でございます。大澤弥生さん、千田陽子さん。何かご質問ございますか。

これは感謝状の贈呈の基準があるんだろうと思いますが、基準というのはどういうことになるのでしょうか。

こども課長 この方につきましては、2年以上70%の出席率、参加ということでございます。

委員長 お聞きのとおりでございますが、お二人とも2年以上ということで、かつ70%以上のご出席ということで該当するということでございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、採決させていただきます。

報告の第1号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めまして、これを承認することに決定いたしました。

---

### 議案第30号

委員長 次に、これは本日の主要な議題でございますが、議案第30号「平成16年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

それでは、どうぞ全体についてのご説明等お願いいたしたいと思います。

市立高校担当室長 議案第30号「平成16年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」

松戸市立高等学校管理規則第19条から第21条の規定によりまして学校長が選択いたしますが、平成16年度に使用する教科書について採択をしていただくために提案するものでございます。

平成16年度に新しい学習指導要領が第1学年及び第2学年に適用されるため、本年度の検定につきましては第2学年で使用する教科書を中心に実施されています。したがって、平成16年度は第1学年、第2学年は新学習指導要領に基づき検定された教科書を使用することになります。

提案内容のご説明の前に、市立高等学校で使用する教科書の選定、採択の経過及び手順についてご説明いたします。

5月14日、市立高等学校へ16年度使用教科書の選定を依頼いたしました。

6月19日、千葉県教育委員会より市立松戸高等学校へ16年度使用する予定教科書の必要数の報告依頼が送付されました。

6月30日、平成16年度使用予定教科書一覧、選定理由書及び教科書見本を添えて、市立高等学校より松戸市教育委員会に選定報告書が提出されております。

資料の59ページから60ページに報告書の写しを添付しております。これにつきましては後ほど学校長より説明させていただきます。

次に、選定報告を受けまして関係法令及び教科書採択に関する法律等に基づきまして適正に選定されたものかどうかを確認いたしまして、本日の教育委員会会議に諮っております。

本日の会議において議決を得まして、平成16年度使用教科書が採択決定をされます。

この採択決定を受けまして、市立高校は次年度使用教科書報告書を千葉県教育委員会に報告いたします。その期限は7月18日金曜日となっております。

以上が選定採択の手順であります。

議案内容の説明に先立ちまして、大変申しわけないんですが、資料の訂正と追加をお願いいたします。まず訂正ですが、2ページ、2行目、保健の教科書名「新編」とありますが、その新編を削除してください。それから、同じく10行目、書道、これは「継続」となっておりますが、「新規」の誤りです。それから、下から2行目、家庭一般の教科書名「家庭一般」とありますが「生活一般」の誤りでございます。それから、資料の3、追加といたしまして、今お話をさせていただきました資料を3ページの次に3の2ページとして追加をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず1ページ及び2ページをごらんください。採択教科書一覧であります。学校長が選定いたしました16年度に使用する教科書の一覧です。

左から、科目、教科書名、新規継続の別、出版社、学年・学科の順になっています。

右端に「普」とありますが、これは普通科の略であります。それから、「国」とありますが、国際人文科の略であります。

2ページをごらんください。

中央下段の英語 からオーラルBまで、これは普通科の英語の教科書です。その下の総合英語から英語一般までは国際人文科の教科書になります。国際人文科の英語科目は専門科目のため教科書が発行されておられません。したがって、LL演習及び英語理解( )を除

きまして教科書目録中の普通科の英語教科書の中から適切な教科書を選定しています。なお、LL演習、英語理解（ ）につきましては検定済み教科書の中に適当なものがなかったために、学校教育法施行規則第58条により検定外の教材を選定しております。

次に、新たに本年度選定された教科書についてまとめたものが3ページ、新規教科書採択調査票です。左から、科目、教科書名、出版社、学年・学科、採択の方針、難易度に分かれます。中ほどの採択の方針欄は、裏の最後のページに添付してあります松戸市立高等学校で使用する教科書採択に対する方針、この中の各項目についてそれぞれの教科書が適合しているかどうかについて記載してあります。右端の難易度につきましては、標準的なものを「普」と表記いたしました。

それでは、採択の方針欄の各項目について説明いたします。

まず「教育課程に即しているか」についてですが、平成16年度の市立高等学校教育課程に定められた教科科目に合致した教科書を選定しているかどうかについて確認したものであります。「検定年度」とありますが、それぞれの当該年度の文部科学省の検定を受けていることを確認しています。「新」とありますのは、本年度新たに検定されたことをあらわしています。3番目「慎重かつ公正に選ばれたものか」につきましては、高等学校の教科関係者の意見を聞いて、慎重かつ公正に選定されたものかを判断基準といたしております。そのことにつきましては、各教科担当間で協議検討の上、校長に具申され、それを受けて校長が決裁、選定したものであることを確認いたします。4番目に「生徒の実態に即したものか」についてですが、生徒の興味・関心、進路希望等を考慮して各教科ごとに総合的に判断をして、生徒にふさわしい教科書として選定されたものであることを選定理由書及び学校長の選定報告書に記載しております。

以上、事務局で事前調査した結果、すべての教科書が教科書採択の方針に合致しておりますことをご報告をいたします。

なお、議案の4ページ以降に新たに選定された教科書の選定理由書を添付してございます。

以上、よろしく願います。

委員長 どうも、ありがとうございました。

今、詳細に、ここに提案されるに至りました過程、それから新規に採択いたしました教科書、その前に採択教科書の一覧が全部出ております。この資料の1、2、採択教科書一覧というのは、これは要するに1年から3年に至るまでの平成16年度に向けての採用教科書とい

うことの全体の一覧ですね。この中で、特に新規・継続の別というので新たに16年度から新しく使うもの、それから継続しているものというふうに分けてあるということです。

何かご質疑ございませんでしょうか。

市立高校担当室長 学校長の方から選定の経過について報告させていただきます。

委員長 そうですか、よろしく申し上げます。

市立高等学校長 市立高校の武井でございます。

選定の経過ですが、まず選定に当たって留意することは、個人の教員の単独の選定はしないということを第1に注意しました。それから、生徒のこれからの実力向上の期待度、それから現在の興味、それから保護者等の意見等も加味して、そういうことも十分に考慮するよ  
うにということで各教科主任を教頭が招集いたしまして、その趣旨を十分に周知の上、各教科において十分検討をして選定いたしました。その内容につきまして、校長、教頭ともども十分に検討いたしまして、これなら市立高校にふさわしいという判断のもとに提出をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これは委員の先生方に前もって、平成16年度以降使用高等学校教科書編集の趣意書等々、これをお配りして一応ご検討いただいているわけですか。現物も、多少はごらんになって  
いますか。

今年度につきまして、というか従来もそうですが、市立高等学校の方で非常に配慮なさいましたようで、私どもの方にも前もって非常に分厚い趣意書を送っていただきました。実は私は私なりに国語の総合から、国語、古典を含めまして現代、世界史、日本史、地理、政治経済、倫理、それから特に英語。これは特に読ませていただきました。それから、各選択した教科書も届けてもらいましたので、1日ばかりで一応目を通しました。

それで、国語については私も素人でございますから、本当に印象批評なんです、やはりよくお考えになったものであろうというふうに思います。それから、歴史は特に去年も義務教育段階で、特に日本史の問題がございましたからね。そこら辺で少し詳しく読みました。日本史は特にそうい  
う  
見

の中で、やはり国際理解とか国際協調とか、これからの日本人としては世界に生きる日本人というものを考慮しなければいけないことが再々書いてありまして、そういう趣旨をよく生かしてお選びになったんだろうと思います。

日本史については、特に先ほど申し上げましたように、中学校でしたかね、教科書について問題がありましたので、特に念入りを見せていただきましたが、これも極めて妥当だろうと思います。非常に基本的な立場を踏まえているなという印象を持ちましたので、適当なものをお選びになったんだろうと思います。それから、地理、政治経済、倫理、これもごく私なりに見まして常識的な線であろうというふうに判断します。

あと、英語の方ですが、こういう差別的な発言をしてはいけませんが、やはり国際人文につきましては、ここの英語はやはり特段に考慮していただきたいということを強く思っております。そういう点から拝見したんですが。それから、お手元の資料にありますように、英語表現の( )「Vivid Writing」というのがありまして、これは「上」。これが進学校向けに書いてあって、普通科よりは高度なものを使っているということだろうと思います。これは前から委員の先生方のご指摘がしばしばあったのですが、ちょっと誤解があっただけですが、以前普通科と同じものを使っておられたので、ちょっとそこをもう少し高度なものを、生徒の力量を著しく超えるものは適当じゃありませんが、やはりもう少し食いついていくようなものが望ましいであろうというご指摘はしばしばありました。ですから、そういう点も、「上」と書いてあるのは進学校向けだそうですから、一応高度であろうと \_\_\_ 高度というか、ほかに比べて。

私の英語の実力は50年ほど前の実力だと思いますけれども、大体すらすらと読めちゃうんですね。ですから、それほど難しいと思いませんでした。受験英語はもっと難しいですね、正直言って。なかなか私などすらすらと読めない、共通一次にいたしましてね。ですから、そういう点で今の学生さんのレベルは当然考えなければいけませんけれども、慎重にお考えになったことだろうと思いますが、私はもう少し食いついていけるようなものがあるといいかもしれないなという気はいたしました、率直なところ。

あとは、十分、いろいろ校長先生のご指導の方針をよく実行されておりますようで、慎重によく検討の上、複数の先生方の間で検討なされたものということですから、私が拝見した範囲内では適切なものをお選びになったのであろうと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、もう少し難しくなってもいいかもしれないという気が、正直なところしております。とはいえ、なかなか難しいですね。殊に今の教科書を拝見すると、日常口語的、会話的な表現の多い、そういった点は私なんかはちょっと読めない、何か19世紀の英語を学びましたんで。でも、それなりにいろいろご検討の上お決めになったものだと思っております。

先生方、何かご印象がございましたら。ございませんか。

それでは、先生のご答申、いろいろご説明等を承りまして、慎重にかつ念入りな検討の上ここに提出されたものというふうに思いますので、委員の先生方もほぼご賛成のようでございますので、採決させていただいてよろしいですか。

それでは、議案第30号を採決いたします。

議案第30号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、ご異議がないものと認めまして、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

校長先生方、ありがとうございました。いろいろご苦労さまでございました。

---

#### 議案第31号

委員長 次に、議案第31号「平成16年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

本議案につきましては、教科用図書の採択でございまして、ご承知のとおり採択協議会の結果通知を受けて、本市と同様に各市町村教育委員会で教育委員会会議を開催することになるわけですが、それぞれの開催期日は各市町村教育委員会の裁量ということになっております。したがって、本市も含め各市町村教育委員会の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うということ、採択協議会で申し合わせております。そのことを考えまして、本議案の審議を秘密会といたしたいと思っております。

採択協議会というのは東・地区の6市2町から4人ずつ出まして、今は沼南の教育長が理事長で、そこで採択したというプロセスがあります。そして、その採択協議会での結果通知を本市が受けて、それで決定していくという手続です。各市町村でまちまちの期日になると影響しあってはいけないということです。ですから、秘密会ということにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条によりまして決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、ご異議がないので、本議案にかかわる教育委員会会議はこれより秘密

会といたします。

なお、会議の結果につきましては9月1日以降に公表できるものと思いたいと思いますので、あわせてそのご了解を得たいので、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 そのようにいたします。

それから、秘密会は本来議事録をとっていないところですが、本案件につきましては後に影響がございますので記録を残しておきたいと思います。これもよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これもご異議がないものと認めまして、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定によりまして、これより指定する職員以外の職員の方はご退席くださるようお願いをいたします。

お残りいただく方を申し上げますと、生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議監、企画管理室長、学務課長、指導課長、指導課長補佐、指導課指導主事、教育研究所長、教育研究所長補佐、教育研究所指導主事、以上でございます。どうぞよろしく。

(指定職員以外退室)

委員長 それでは、議案第31号「平成16年度使用教科用図書」、要するにこれは義務教育の段階のものでですね。教育委員会の意向と採択協議会の状況について。これは前もってご説明いただくわけですか。

指導課長 指導課でございます。それでは、議案第31号について申し上げます。

平成16年度使用教科用図書の採択についてでございます。

これは先ほど来、委員長さんが詳しくおっしゃいましたとおり、平成16年度使用小学校及び中学校用教科用図書につきまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条によりまして、教科用図書東・飾地区採択協議会におきまして小学校及び中学校用教科用図書が採択されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づきまして、松戸市教育委員会として審議して決定していただくために提案するものでございます。

そこでまず、1枚飛ばしましてごらんいただきたいと思います。教科用図書東・飾地区採択協議会会長、荒木順より、平成16年度使用小・中学校用教科用図書の採択結果について

の通知が届いております。

1、平成16年度使用教科書は平成15年度と同一の教科書を選択する。

2、学校教育法107条の規定による教科用図書（拡大教科書を含む）を別紙のとおり選択する。

ということでございます。

別紙につきましては、また1枚をめぐっていただきまして拡大教科書、それからその後の2枚にわたりますけれども、一覧表にしてございますものがそれに当たります。また、その点につきましてはちょっとご説明を後でさせていただきます。

2枚目に戻っていただきたいと思っております。

これを受けまして、松戸市として、別紙1というところですが、平成16年度使用小学校及び中学校用教科用図書の選択について。

1、平成16年度使用教科書は平成15年度と同一の教科書を選択する。

2、学校教育法107条の規定による教科用図書（拡大教科書を含む）を選択する。

以上をもちましてご提案をさせていただきます。よろしくご協議いただきたいと思います。

そこで、ちょっと補足の説明をさせていただきます。

1の、16年度使用教科書は15年度と同一の教科書を使用するということにつきましてはですが、このことにつきましては、今回小学校は、平成14年度から平成16年度までの3年間、同一の教科書を使用すると。中学校につきましては、平成14年度から平成17年度までの4年間、同一の教科書を使用するという規定がございます。それによりますので、当然1のような結果になっているということでございます。

2についてでございますけれども、2の107条に規定する教科書。これは小・中学校の特殊学級用の教科書についてでございます。これにつきましては、今申し上げた、いわゆる検定教科書の規定から除かれるために毎年採択を審議して決定していくということになってございます。

特殊学級の使用教科書の仕組みでございますけれども、これは通常学級のように一律にある一社のものだけを使うというものとは多少異なっております。児童・生徒の実態に合わせて選定するようにという国の方針がございます。そこで、その「実態に合わせて」ということでございますけれども、まず初めに、通常学級で使われている検定教科書を実態に合わせて学年を下げて使用するという方法。2つ目には、それでも実態に合わないという部分は文部省著作の教科書がございます。通常「星本」と申します。この星本を使用するというよう

なことが原則というふうに言われております。原則としてこのようにしていくのが望ましいと。しかしながら、それでも実態に合わない場合、3つ目の仕組みといたしまして、107条に規定する一般図書、いわゆる「107条本」と言われておりますが、一般図書を採用して使用してよろしいと、このようなことになってございます。

松戸市といたしましては、今申し上げた最後の一般図書\_\_\_\_107条本の採択につきまして書

は、子供の実態に合わせまして使用教科書の選択の幅が広がるということから、採択すべきというふうに考えます。もう1点は、本市としましては中部小学校に弱視学級がございます。弱視学級では「拡大本」と申しま\_\_\_\_これも107条本に入るんですが、一般図書にされて

しまわれているんですが、この拡大本の必要がありますので、ぜひ107条の一般図書、拡大本、これを採択していきたいという考え方でございます。

なお、東・採択協議会の第2回の採択協議会につきましては、宮崎審議監が教育長代理で出席しておりますので、その状況については審議監の方から説明をしてもらいます。

以上でございます。よろしくどうぞ。

生涯学習本部審議監 今、指導課長が言ったように、7月3日東・センターにおいて行われました第2回教科用図書東・飾地区採択協議会に、教育長の意向を持って出席してまいりました。当日の採択協議会の内容等について触れさせていただきたいと思えます。

まず、当教育委員会会議と同じように秘密会議ということで行われました。

次に、内容についてですが、教科書展示会、この東・の中で3カ所、合同庁舎、東・センター、さらに柏市役所のロビー、3カ所でやっていました。まず、その状況報告がありました。閲覧者は214名。アンケートが3通。アンケートの意見が出てきたのが、3通とも107条に関する内容ではなかったということでありました。

それから次に、平成16年度の使用教科書の確認がなされました。先ほどの提案にもありましたが、15年度と同一の教科書を採択するという確認がされました。次に、107条図書の採択に当たっての確認をしまして、1つは各市町において教育委員会会議の際、地区採択協議会を尊重してほしい旨の意向がありました。2つ目に、公正な採択に向けて秘密保持の徹底を図っていただきたいと。8月31日までは非公開であるということをご理解いただきたいと思えます。

そして、実際に107条図書の採択協議会に移ったわけですが、まず初めに事務局の方から107条本の1つとなっている拡大教科書について、弱視学級が当地区にはあるということで、ぜひ採択したいということで提案させていただきたいということです。それから次に、教科

用図書専門調査員から説明があり、協議に入ったところでございます。

説明に当たりまして、選定に当たっての観点、大きく4つ示されました。1つは、内容についてということで、それをさらに具体的に4点。2つ目に、組織・配列について。この点については2点具体的に示されています。表現については3点、製本について3点。ここの観点に基づいて先ほど議案の中に入っています、16年度使用、学校教育法第107条の規定による一般図書というものが示されておりましたが、各種目、教科に沿って書店ごとに1冊1冊を、書店の特徴を調査員から説明がありました。ですから、国語を見ますと26図書ですね。算数・数学では24図書というふうに、これを生活、さらに職業・家庭、その他という各専門調査員が5名で分担して、専門的な立場から各図書の説明を受けました。

私の聞いた範囲で、いずれも甲乙つけがたい図書であったように受けとめました。各委員さんもそのように受けとめていたものと思います。そのような説明を受けまして、東・飾地区採択協議会においては、拡大教科書を含めて学校教育法107条の規定による教科用図書すべてを採択したいということで決定がなされたという状況です。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

この107条ですよ、拡大も含めて。これは各市町村教育委員会が独自に決める、採択するかどうか、この中から。

指導課長 今、お手元でございます、合計しますと101冊にわたるんですが、これはすべて松戸市としてこれを採択すると。ですから、この中から学校は自分の学校の子供の実態に合わせて選ぶことができると、こういうことです。

委員長 それについては組織があるんですか。組織というか、選択する委員会みたいなのはあるんですか。

指導課長 特殊学級のある学校は特殊学級教員が中心になりまして、特別の教育課程を組みます。その中で選定していくということに今後はなろうかと思えます。

委員長 そうすると、従来はその担当者が選んでいたんですか。

指導課長 従来は、この107条本は使っておりませんでした。検定教科書と文科省の著作の教科書、星本。この2種類でやっていましたので、今回新たに107条本の膨大なものが加わるということでございます。

委員長 特殊学級というのはいろいろな種類がありましたよね。さっきおっしゃったように弱視とかいろいろな、それは何種類ぐらいあるんですか。

指導課長 特殊学級の種類につきましては、まず知的障害学級、情緒障害学級、言語障害学級、難聴学級、弱視学級、病弱学級、以上6つございます。それで、教科書につきましては知的障害学級がこの107条本が中心になるんです。もう1つは弱視学級が、そのうちの拡大本が該当いたします。

委員長 該当する子供さんの数というのはどのくらいなんですかね。

指導課長 知的障害学級は小学校が161名で中学校が53名、あわせて214名でございました。ちなみに、弱視学級は1名でございます。

委員長 これだけ本屋さんが多いといろいろな競争がありましょからね。そこいら辺、客観性を失わないようなきちんとしたシステムをおつくりになってほしいですね。

先生方、何かご質問ございますか。

檜山委員 参考までにちょっとお聞きしたいんですが、独立行政法人とありますね。国立特殊教育総合研究所。これはどこに属するんですか。

指導課長 文部科学省です。

檜山委員 独立行政法人というのはほかにもありますか。

指導課長 国立教育政策研究所というのがございます。

教育長 これで107条本を採択する学校というのはふえるんですか。

指導課長 当然、今までやっていませんでしたのでふえると思います。

教育長 使っていた学校もあるんでしょう、今まで。

指導課長 教科書として採択されていませんけれども、検定教科書を一応子供たちには配布して、学級の図書として、備品として市の予算で購入しているものを活用してというような形で使っていたことはございます。

教育長 東・で107条本採択をしましたから、選択の幅が広がって、これらを使いたい学校が現実には結構あるでしょうから。実際、検定本ではちょっと使い切れない、学年を下げても。それが現実でしょう。親の気持ちとしてみれば通常学級と同じ検定教科書を使わせたいと、気持ちはよくわかるんです。

委員長 よろしゅうございますか。それでは、議案第31号について採択させていただきます。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、以上で秘密会を終了いたします。

---

#### 報告等

委員長　それでは、引き続き議事でございますが、議案等は終了いたしましたので、次、報告3件でございます。

まず最初は、平成17年度全国高等学校総合体育大会松戸市実行委員会設立発起人会についてをお願いしたいと思います。

どうぞ説明ください。

スポーツ課長　スポーツ課です。よろしく申し上げます。

全国高等学校総合体育大会が平成17年度に本県で開催されます。松戸市では、自転車競技のうちトラックと、フェンシング競技の2種目が開催されます。この総合体育大会を成功させるために、市及び県並びに関係機関、団体が緊密な連携のもと開催準備に取り組む必要があります。ここに市民各階層からなります平成17年度全国高等学校総合体育大会松戸市実行委員会の設立に向けて設立発起人会を組織し、諸準備に万端を期するものでありまして、発起人には松戸市長、助役、教育長、体育協会会長、市議会議長、商工会議所の会頭をお願いをしておりまして、7月31日に発起人会を開催する予定でございます。

県では、6月3日に実行委員会が立ち上がりまして、私どもの市長が副会長に就任しております。さらに、柏市では本日実行委員会が立ち上がったところでございます。

以上、報告させていただきます。

委員長　ありがとうございました。

檜山委員　インターハイですか。

スポーツ課長　そうです。

委員長　自転車競技のトラックはどこでやるんですか。

スポーツ課長　北松戸の競輪場です。

委員長　フェンシングは。

スポーツ課長　フェンシングは松戸市運動公園の体育館を使って行います。

委員長　わかりました。ありがとうございました。

それでは、次は博物館行事等について。

博物館次長　博物館でございます。よろしくお願いたします。

資料は3部ほど用意をさせていただいております。そのチラシに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず1枚目の学習資料展「道具と暮らし」、これを、7月12日から9月28日まで開催をいたします。展示の内容でございますが、約70年前の農家の生活と約40年前の団地の生活、この2つの中で暮らしと道具を比べまして、またその間の道具の変化を展示をいたします。ちなみに、昨年度も開催をいたしまして、昨年度は1月16日から3月30日まで開催をいたしまして、5,444人の入場者がございました。

次に、2枚目のチラシでございますが、これは夏休みに小学生以上を対象といたしまして、「楽しいこといろいろ 夏の博物館へ行こう」ということで、夏休みに子供の体験教室を行います。その開催案内でございます。内容でございますが、3つございまして、「作ってみよう！縄文時代の土鈴」「自分で作る糸と布」「今から君も縄文人」の3点を計画いたしております。

次、3枚目でございますが、これは博物館新聞を発行いたしました。内容につきましては、学習資料展の周知と博物館の行事を掲載をしております。新聞につきましては、市内の各小学校1クラス2枚ずつ配布をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。わかりました。子供さんの体験学習の場になることは結構な、望ましいことでございます。

何かご質問ございますか。

それでは、3つ目の「平成16年度松戸市立高等学校入学者選抜要項」についてでございますが、これはお手元に資料がありますね。

市立高校担当室長 昨年度との主な変更点について説明させていただきます。

2ページ、9行目をごらんください。(4)の後に(5)を追加いたしました。(5)につきましては、松戸市内に居住し、松戸市外の中学校に在学する者は、松戸市外の中学校に在学することとなった経過についての事実経過説明書(別紙様式第1号)及び住民票記載事項証明書を入学願書に添えて松戸市立松戸高等学校長に提出しなければならない。この1項目を追加いたしました。

同様に、3ページ下、第3、中国等引揚者子女の特別入学者選抜、その2、提出書類とその提出期間、受付期間及び提出先、その(4)の後に同様の項目を(5)として追加いたします。

さらに、同様に5ページ、第4、学力検査等による入学者選抜。2、入学願書、調査書等、その(4)の後に同じく(5)を追加いたしました。内容は同様であります。

これにつきまして、市内に居住しております何らかの事情で区域外通学をしている生徒につきまして、その経過について明らかにする書類を提出していただく趣旨で追加させていただきました。

それから、改正点の2点目といたしまして、2ページ、13行目。第1 特色ある入学者選抜。その3、検査の内容、(a)普通科につきまして従前は面接及び作文でしたが、これにつきまして面接及びその他の検査(作文、適性検査)といたします。面接につきましては全員を対象といたします。その他の検査につきましては、志願要件のア、学業特別活動について向学心のある者につきましては作文、志願要件のイ、スポーツ・文化活動等に意欲的に取り組み、入学後も部活動に加入する意志のある者につきましては適性検査を課すことといたしました。

以上が主な内容であります。よろしく申し上げます。

委員長 今いろいろ説明していただいたんですが、そういう修正をほどこしたというか、基本的な問題意識というのはどこにあるんですか。

市立高校担当室長 まず、第1点目につきましては、市立高校の普通科につきましては松戸市内に居住することが前提条件になっておりますので、中には市外に居住する生徒で松戸市立高校普通科を受験したい、そういう願いが強い余り松戸市に転居したことにして受験をするというような可能性といたしますか、過去にそうと思われるようなケースもありましたので、そういったことを未然に防止するために、松戸市内に居住していることを確かに確認するためにこういった条項を設けました。

2点目の検査内容なんですが、これにつきましては、平成15年度から従来の推薦選抜にかわりまして特色ある入学者選抜の制度に変わりました。この制度は、それぞれの高校が求める生徒を募集して、それぞれの高校で工夫して、検査内容を工夫することによって特色ある生徒を求める、そういうふうに変えます。従来は面接と作文ということでやっておりましたが、16年度より普通科につきましては志願要件別に、その他の検査もしくは適性検査、いずれかを選択して受験をしていただく。そういう制度になります。

檜山委員 例えば、事前に松戸市に転居をしておいてということ。小学校、中学校を市内の私立校に入れておいて、新たにこちらの松戸市立に入りたいという子がいたとすると同じ扱いですか。

市立高校担当室長 私立高等学校に小・中学校在学していた、その場合は特に問題はありませんので、経過につきましてその経過書を出していただいてもよろしいんですが、そういう場合は問題ないと思います。市外の公立小学校、中学校に行っている場合に、例えば北海道ですとか九州ですと、当然通えませんので転居してもらいますけれども、近隣市ですと転居しなくても住民票だけ移すことによって松戸市民ということに書類上はなりますので、そういうことを防ぐということです。

委員長 要するに、市立松戸高校を受けるために一時的に寄留する人を防ごうと、そういうことですか。

根守委員 入りたくてしょうがないんですよね。向学心に燃えているそういうような人たちが、それくらいしても入学したいと……。特色ある市立松戸高校といたらね、やはり向学心に燃え、スポーツにあこがれて来るとか、そういうような人たちを育てた方がむしろいいんじゃないかなというような気持ちもあるんですが、それは別としてね。一応線はきちんと引かないといけないだろうと。防止は防止であると。

教育長 適性検査は現実にはどういったものがあるんですか。

市立高校担当室長 現在のところ具体的にはまだ定めておりません。考えられますのは、例えば運動系部活動ですと、野球、サッカー・テニス等、各競技ごとの実技テスト、文科系部活動ですと、プラスバンドでしたら楽器演奏あるいは美術部なら簡単なデッサンとか、そういった実技テスト。それから、ボランティアとか生徒会活動、そういった活動につきましては例えばプレゼンテーションとか意欲的に取り組んできたこととか、そういったことを当日発表してもらって、それについて質疑するとか。そういったようなテストの考えでいます。

委員長 一芸一能ですよ。

檜山委員 松戸の市立高校でそういうふうな英才教育というんですかね、そういう松戸で育った子を大事に育てるという意志があるなら、それを今度流出しないようにね。スポーツにしても頭脳にしても何とか松戸で育つように、高校の教育の中に取り入れてもらいたいと思いますね。

委員長 国際人文科はその特色の一つでしょうからね。余りほかと差別はできないでしょうけれども、やはりある程度力を入れていく必要があるかもしれませんね。

ありがとうございました。いろいろ内実を高めるための努力の一環としていろいろ考えていらっしゃるんだろうと思います。ぜひそういう特色を生かすということ、それと平等の原則はあるけれども、やはり何らかの形で力点をどこかに置いていく必要はありますね。何か

一つ突出するというか、いい意味のね。

ありがとうございます。いろいろ校長先生もご努力があったでしょう。

市立高等学校長 市立松戸高校が市民の励みになる。また、誇りになれるような高校を目指すということで、本年度男子バレーボール部がインターハイの長崎の方へ出場ということになりました。この件につきましてはかなりドラマがありまして、実は、1月に春高バレーの予選があります。春高バレーはバレー界であこがれるところですが、春高バレーの県内の予選会でトーナメントで優勝をいたしました。ところが、春高バレーは上位4校で改めてまたリーグ戦を行って、その勝者が出場するということがありまして、市立松戸は優勝したわけですが、そのほか東京学館、習志野、市立船橋、それから市立松戸と4校でリーグ戦をしたわけなんです。そのときに市立習志野高校に惜敗をしたと。それで出場を逃したわけなんです。そのときに実はテレビのドキュメントでコーチのキャラバン隊、全国へ全日本の選手が各学校へ行ってコーチして、弱い学校、強い学校いろいろあるんですけども、そのコーチをすることをテレビで追って、それらを放映するという企画がありまして、実は習志野高校には全日本の川合選手がキャラバン隊のコーチについて、そして逆転したことが放映されたわけですね。それで、市立松戸高校が何かかたき役みたいな形ですけども、予選に負けたんだけど本選で勝ったというような放映があって、それで何か残念な思いをしたんですけども。

その後、奮起いたしましたして関東大会の予選、これもベスト・フォーが出場したわけなんです。そのベスト・フォーに入りまして、関東大会本大会で習志野高校と準決勝に当たって惜敗をしたと。その余勢をかって習志野高校が関東大会で優勝したという状況でインターハイの予選に入りました。これも上位4校でまたリーグ戦をするわけなんです。このときも市立船橋、それから東京学館、市立松戸、市立習志野、4校がリーグ戦に入りまして、そこで見事習志野高校を敗ったということで、本大会一位で出場ということになりまして、市立松戸高校の一つのフロンティア精神ですか、そういうものがそこにあるのかなと。本大会は長崎・島原ですが、8月4日から始まります。本大会でまたいい成績をおさめていただければ今後につながるんじゃないかなと、そういうふうに期待している次第で、ご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、市立松戸高校の選抜要項、若干の修正がほどこされたということの報告がありました。ありがとうございました。

それでは、報告はそんなところでしょうか。

次回を決めましょうか。

企画管理室長 8月につきましては、8月7日の木曜日午後2時から、こちらの5階の会議室の方で開催をお願いしたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長 それでは確認させていただきます。8月7日木曜日、午後2時からこの5階会議室で開催、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、そのように決めさせていただきます。

この際、何か先生方の方からご意見、あるいは何かご注意ございますか。

では、ちょっと一つよろしいでしょうか。

今、連日テレビでありますように、例の種元駿ちゃんの事件がありましたよね。教育新聞あたりを見ると、要するにそういう地域ぐるみの地域を挙げて子供を守る、そういう防犯マニュアルをつくるとか、いろいろな地元と連携で防犯のシステムをつくるとか。それから、例えばいろいろなアンケートを出して、そうするとその地区によって危険地域が浮かび上がってきますよね。そういう防犯地図みたいのをつくったりといったことが、何かしきりに書かれているんですよ。

今、そういうことが非常にふえていて、警察署や消防署の協力を得て不審者侵入を想定して訓練したり、PTAが学区内の危険箇所を示す安全地図をつくったりと。これは例の大阪の池田小学校ですか、それからいろいろ始まった取り組みだけれども、いろいろあるんですけども、今松戸市としてどういうふうに行っているのか、あるいはこれからやろうとするのか。なかなかちょっとすごい世の中になってきたなという気がいたしますのでね。

企画管理室長 確かに嫌な話ばかりで、松戸市内でも最近いろいろな形で事件があることは事実です。その都度我々と学校教育担当部、一緒になりまして、安全確保を含めましてパトロールを強化したり、また学校は学校側の方でPTAあるいは保護者の方々に送り迎えをやっていただいたり、あるいは集団登下校をやっていただいたりとか、こういうようなことをやっているわけですけれども、今現在ですと、台数はちょっと把握していないんですけれども、役所の車には無線がついています。車の上にアンテナが立っているやつは大体そうなんですけれども、通常今まではそれを電源を切って走行していたんですけれども、これからはすべて電源をONにして、そして市内を走ろうと。何かあった場合については、安全課あるいは防災の方から、その無線ですぐに話がある。そうすると、近くにいる車がすぐ現場に

駆けつけられるような対応をとろうというようなことで、今考えております。

それから「子ども110番」。例えば、お店のところに「子ども110番の家です」の表示があるんですけども、余り子供たちもそういうものがあるということの意識が薄い、また、うちは子ども110番の家なんだよというのも何となく認識度が薄いということで、その辺をもう少しみんなで考えようではないかというふうな対応をしていこうと思っております。

いずれにしましても、夏休みに入りますので、県警の方からも来ていますけれども、委員長さんもおっしゃいましたように、危ないところをチェックしていく、危険箇所はすべて先生方が指導をした上で子供たちに教えてほしい。委員会だけじゃなくて、地域を挙げて子供の安全対策に当たる、こういうふうに思っています。

委員長 個々の学校の努力に任せるといっただけじゃなくてね、やはり教育委員会としてもそういう都市全域にわたる一種のマニュアルですかね、そういうもの \_\_\_\_ これは東京のを

飾区の例が出ているんだけど、「子供を犯罪から守る活動マニュアル」それから「犯罪危険地区の作成」とかね、いろいろなそういうワークショップを進める方法だとか、千葉大に地域計画担当学というのがあるそうで、その指導を得ているとかいろいろありますけれどもね。やはり事件が起きてからじゃ遅いからね、全学校挙げての何らかの見直しを、もう一度しっかりし直すことをちょっと考えていただきたいなと思っています。

檜山委員 今回のケースは非常に異常な体質の犯罪ですから、何か話によると学校の成績はいいとか、人づきあいがいいとか、いろいろいいことばかりうわさがあった。そういう中での犯罪で、これを防止するには、4月ごろから何か異常な行動があったとかないとかという話がありますけれども、子供からの情報が大事ですよ、そうなってくると。そうすると、そこまで切り詰めてくると今度人権の問題であるとか、プライバシーの問題であるとか、いろいろな難しい問題がぶち当たる。

だけれども、その辺も含めて情報を集めないと犯罪の防止にはつながらないと思うんですね。それだけ異常性を持っていますから、普通の生活をしていて、正常な子に見えてもああいう犯罪に走るといっような可能性を考えると、非常に難しい問題ですね。

だから、学校の先生方も両親にしても、その辺を何かのサインがあったら見逃さずに情報を公開していただかないと。神戸の事件にしても今回の事件にしても、大体似ているような気がします。やはり一つそういうのがあると、それを誘発するような火種になりますので。

委員長 ちょっと、私自身の不認識とも言うべきなんですけれども、大体中学校の1年、2年なんていうのはね、僕らの認識ではまだ子供という認識なんです、まだ無邪気なね。

ですから、今度の事件なんかも非常に意外性というか、感じるわけでしょう。でも、今、檜山先生がおっしゃったように、やはり相当異常な子供。それは社会がつくっているのか知らないけれども、そういう意外な、防ぎ切れないような、もう不可抗力的な異常な子供がいると。ですから、中学1年でまさかというのが、深い疑念というか驚きというか、私の不認識も含めて。

ところが、この間の朝日新聞が連続のシンポジウムをやっていますね、7月5日に有楽町のマリオンホールでやったのを聞いたんですよ。そこでね、一つ「あっ」と思ったのは、中学の1、2年というのはどういう時代かということ、つまり小学校で授業がわからない子がいますよね。当然いるわけね。その子供が授業がわからないと、結局物すごく無気力になっちゃうと。その無気力な時期を過ぎると今度奇矯な行動をする、ちょっととっぴなね。それから、だんだん中学になるとそれが爆発する。これはエーリッヒフロムという人のことを言っていたんですよ。そのわからない状態を人間は長く続けられないんだと。それは年寄りもそうだし子供もそう。だから、わからない、無気力、奇矯な行動、それが爆発するという、ちょうどその爆発の時点なのが中学校ですね。

ですから、私もそれを聞いていて、ああそうかと、ちょっと思いましたね。だから、今までまさか中学1年だという意識が僕ら大人にはありますよ。特に日本は平和な世の中がずっと続いたでしょう。ついこの間もちょっとフランスへ行ったんですけども、私は向こうの地下鉄に乗ると絶対にお金はポケットには入れないんですよ。もう全部、パスポートとクレジットカードと現金と航空券、これがなくなっちゃったら困るんで、みんな胸の中に入れちゃうか腹巻なんですよ。ところが、日本だと山手線に乗っていてね、ポケットのボタンもとめないで平気で目つぶってこっくりこっくりしている人がいる。やはりそれだけ日本と世界は違いますよ。

ですから、日本は平和ぼけしているような点で、だから中学校の1年が何だ、へえっていう感じがあってね、その不認識はもうやめた方がいいですね。だから、そういう点で徹底した危険防止というか、危険管理というんですか、そういう問題に対応するものをやはり考えていかないとまた手遅れになる。いつも同じ繰り返し、変わらない。だってずっと変わらないじゃないですか、池田小がずっと。それはある程度不可抗力の部分を含んでいるけれども、しかしそれが不可抗力と言っているけれども、だんだんそれが常態になれば不可抗力じゃないですよ。その辺を十分に考えていくべきじゃないかと思いますね。ちょっとそんな感じがしました。

瀧田委員　　今、たまたま委員長の方からそういうお話が出て、私もいつも少年の事件が出るたびに心を痛めているんですが。私は小学校教育を知らないままに言うのも何なんですが、やはりやってはいけない最低限のことというのを、どこかでかなり幼少のころに教えるという機会があるのかなという気がするのと、それから、今ゲームとかああいうものでどんどん刺激的な場面というのが入っているので、そのことに興味があるというのはいらないと思うんですね。罪悪感よりも興味が先になって、そしてその興味を全うするためにいろいろなことをするような気がしますので、幾ら興味があってもこのことは人間にはしてはいけないんだというようなことを、何か、私どもが小さいときはそういうことはしっかり、もちろん家庭教育でもしましたけれども、集団の中で、友達の中でそういうことを学んできたような気がするんですね。

それで、もう言わずもがなで、こういうことをやってはいけない、こういうことは人に失礼だとかということを手につけて、やはり学校生活はそういうものが身についたところじゃないのかなと私は思っていたんですけれども。今、子供見ますと、人とのかわりの中で痛みがわからないという現場に遭遇することがあって、それは家庭教育でしようみたいなふうに言う方がいらっしゃるんですが、家庭教育とはまた別の集団の中で人の痛みがわかっていく、やってはいけないことを習得していくということが、かなり難しいとは思いますが、どこかの機関でそれを教えていかないと刺激的な要求に、要求の方が強くなるのではないかなと思ってしまっただけなんですけれども。これは解決はどうということはないんですけれども。

もうはっきり、このことは絶対だめだということを、やはりそういうことは絶対に言ってもいいんじゃないか、やってもやらなくてもあれだし、やられたら本人の責任においてどうのこうのというのは、大人の社会ではそういうことはあるでしょうけれども、幼少期において、小学校教育ぐらいにおいて、すごく刺激を刺激として理解する能力は小さくても、小学校時代でも十分身につけていると思います。ですから、言葉も知っているし事態も知っているんだけど、そのことが人にどういう影響を及ぼすかという、人間との関係のところはどこかで欠落しているような気がしますので、知識教育とはまた違って来るんですけれども、人間教育の一つとしてちょっとどこかで何とかならないかなと、いつも思います。

委員長　　本当にそうですね。どこかでしっかり教える必要がある。

ただ一方、社会が病的になっている部分というのが結構あることは確かですね。

檜山委員　　幼少時代というか、小学校時代というか、そういう時代にペナルティということとはわかりません。何をやったらペナルティなんだよという意味がわからずに、そうい

う教育ですから、今は、しかり方にも限度がある。そこが欠落しているためにこういうふうになっちゃう。

委員長　やはり子供に自己責任の意識はないですからね。ヨーロッパをいつも申し上げてあれですけども、やはり向こうの方がうんと小さいころは厳しいです、親のしつけは。物すごい厳しいですね。3つ、4つの子でもね。ただ、逆にその後子供が親の顔色を見ているのは何か嫌な気がするけれどもね。反面、日本は甘やかし。それは家庭の責任です。

瀧田委員　家庭のそういう教育力が破綻していますからね。

本部長　家庭で欠落しているから、それを学校にというのは……。

委員長　そこを学校だけに依存するのは……

本部長　みんなが委託しちゃって、自分ではできないけれどもほかがやってくれるというのが蔓延しているから、結果的にこういう世の中になっちゃった。少なくとも自分の子供は自分が守るんだという親がいないと、その上で集団の行動については学校でというなら話はわかるけれども、集団の中で全部を押しつけられ、集団の中でやっちゃうのはそれは不可能ですね。

委員長　なおかつしていただかざるを得ないようなところが……。

本部長　ですから、補わなきゃいけないんですけども、それはやはり補いの話じゃないかと……。

委員長　それはそうですね。全面的な責任をね、私は忙しいから先生頼むなんてことは、こんなんじゃとても……。

ありがとうございました。

それでは、時間を取りまして恐縮でございます。

いろいろありがとうございました。

---

## 閉 会

委員長　以上をもちまして閉会させていただきます。

閉会 午後 3時49分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員